



社会的取組の状況

(1) RDF貯蔵槽爆発事故以降の安全性の確保

平成15年8月、三重県が設置運営する三重ごみ固形燃料発電所においてRDF貯蔵槽の爆発事故が発生しました。

事故後、事故の原因究明を行うために設置された専門委員会による最終調査報告書や、関係各省庁の調査報告書等をもとに再発防止策を講じ、安全運転のためのマニュアルを整備して試運転を実施したうえで、長期に安全・安定運転できることを確認し、平成16年9月に運転を再開しました。

再開以降、貯蔵施設のない状態でRDF製造施設からの搬入量を調整しながら万全の注意を払って運転してきました。しかし、発電所をより安全・安定に運転していくためには、年間を通してRDFを安定的に処理することが必要であることから、新たな貯蔵施設の建設について、安全性の確保に十分配慮し、関係機関との協議や、三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議で検討を重ねてきました。

そして、平成17年11月、国等の報告書や法令

改正等に示された基準に適合する新たなRDF貯蔵施設の建設に着手し、平成18年8月に完成しました。

新たな貯蔵施設は、通気性が確保できるピット方式とし、安全対策として温度測定装置やガス濃度測定装置を整備しています。RDF貯蔵時は、常に温度・水分・ガス測定等の保管管理を行うことにより、安全性を確保できるようになっています。

また、新たな貯蔵施設の運用開始に先立ち、平成18年7月から30日間の安全性実証実験を行い、RDF温度や可燃性ガス濃度が管理基準の範囲内で保管できることを確認しました。この結果は、関係機関や三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議に報告して学識者等に検証いただき、8月29日から貯蔵施設の運用を開始しました。

今後も引き続き安全・安定な運転に努めていきます。



(2) 産業廃棄物不適正処理事案への対応

三重県内で過去に発生した産業廃棄物不適正処理事案のうち、長期間放置され、撤去・改善の見込みのない11事案について、平成16年度からの3年間で「安全性確認調査」を実施しました。

調査の結果、周辺の生活環境に差し迫った支障等が確認されなかった事案については、水質調査等を継続して実施するとともに、一部については地元市町と協働して廃棄物を撤去するなど環境の改善に努めています。

また、生活環境保全上の支障等が認められた事案については、原因者に対し、法的措置(措置命令)を含め、支障等の除去措置を講じるよう求めています。原因者が措置を講じない場合においては、必要に応じ、国の支援も得ながら、行政代執行による支障等の除去を行います。



行政代執行による支障等の除去
(有害な産業廃棄物に起因する地下水の浄化施設)

(3) 安全性の配慮以外の社会的取組

① 日本環境経営大賞

『日本環境経営大賞』は、「持続可能な社会の構築」を目指し、「環境経営の発展」、さらには「環境文化の創造」を目的として、全国の企業(事業所)、NPO、学校などのあらゆる組織体の環境経営取組の中から、優れた成果をあげているものを表彰する制度です。

第6回目となる平成19年度は、全国から145件の応募をいただきました。その中でも特に優れた15取組を表彰しました。

(環境森林部環境活動室)



表彰式(津市)

② 環境問題に関連する国際協力や連携の推進

三重県では、平成5年度から友好提携先である中国河南省と産業公害など環境分野での支援・交流事業を進めています。

平成19年度は、「土壌汚染防止対策」をテーマに、土壌や有害物質の分析方法、汚染土壌の浄化修復技術、工業由来の汚染対策などについて、研修員受入、講師派遣による研修事業を実施し

ました。

また、平成17年度から平成19年度にかけては、JICA(独立行政法人国際協力機構)から「草の根技術協力事業」を受託し、「市民の環境意識向上を目的とした環境教育」をテーマに、研修員受入、講師派遣による研修事業も展開しました。



草の根技術協力事業 研修員との討議
(四日市市)



草の根技術協力事業 NPO活動見学
(東員町)

国際的な支援・交流事業を推進しています。



(4) その他の安全性への配慮

① 汚染・災害予防

災害・事故などによる環境汚染の未然防止も重要な環境配慮と考え、有害物質の保管管理や緊急事態の発生に対応するための訓練を行っています。PCB(ポリ塩化ビフェニル)使用機器について適切に管理するとともに、災害・事故

等の緊急事態における環境汚染の未然防止及び発生時の適切な対応処置ができるように、庁舎ごとにその対応手順をシステム化し、監視測定や訓練を実施しています。

② PCBの保管と管理

高圧変圧器、高圧コンデンサ、低圧コンデンサ及び電灯用安定器などのPCB使用機器については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する「特別管理産業廃棄物保管基準」並びに「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、厳重に保管し、毎年その状況を知事に届出しています。また、PCB保管基準の遵守状況を6ヶ月に1回(地震等による災害発生時にはその都度)、監視測定し、PCBの飛散・流出の未然防止に努めています。

災害・事故等による環境汚染の未然防止も重要な環境配慮です。



保管管理者	保管量等	
総務部管財室	高圧変圧器 11台(24,860kg)、電灯用安定器 1,387台 20kVA高圧コンデンサ 1台、30kVA高圧コンデンサ 1台 50kVA高圧コンデンサ 1台、PCBを含む油(200ℓ)	
県土整備部維持管理室	電灯用安定器 422台	
君ヶ野ダム管理室	高圧コンデンサ(総重量27.2kg)	
熊野保健福祉事務所	30kVA高圧コンデンサ 1台	
科学技術振興センター	工業研究部	電灯用安定器 341台、20kVA高圧変圧器 1台、 30kVA高圧コンデンサ 2台、50kVA高圧コンデンサ 1台、 75kVA高圧コンデンサ 1台、100kVA高圧コンデンサ 2台、 電灯変圧器 10台、動力変圧器 6台、油入開閉器 11台
	工業研究部 窯業研究室	20kVA高圧コンデンサ 2台
	農業研究部	20kVA高圧コンデンサ 1台、30kVA高圧コンデンサ 1台 50kVA高圧コンデンサ 1台、蛍光灯安定器 0.98m ³ ×8台 ポリ塩化ビフェニル 30g(5g×6個)
	農業研究部 茶業研究室	30kVA高圧コンデンサ 1台
	林業研究部	75kVA高圧変圧器 1台(現在も使用中) 100kVA高圧変圧器 1台(現在も使用中)
	水産研究部	高圧変圧器 1台
	水産研究部 鈴鹿水産研究室	30kVA高圧コンデンサ 1台
企業庁	北勢水道事務所	高圧コンデンサ 21台、低圧コンデンサ 30台、 高圧変圧器 3台、低圧変圧器 2台
	中勢水道事務所	高圧コンデンサ 11台
	志摩水道事務所	高圧コンデンサ 13台
	三瀬谷発電管理 事務所	高圧変圧器 26台、計器用変圧器 3台、 電灯用安定器 50台、低圧変圧器 3台

注:上記の組織名称は平成19年度のもので、平成20年度は、組織機構改革に伴い組織及び名称を変更しています。